電力供給契約書（PPA 方式）（案）

徳島県（以下「甲」という。）と●●●株式会社（以下「乙」という。）は、甲乙間で令和●年●月●日付締結の「令和８年度県有施設への太陽光発電設備率先導入（PPA）事業に係る協定書」（以下「基本協定書」という。）に基づき、甲の所有する別紙１記載の農林水産総合技術支援センター及び鳴門総合運動公園体育館（アミノバリューホール）（以下「対象施設」という。）で使用する電力供給に係る契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

※徳島県土整備事務所については、設備の設置及び整備が完了する令和１０年２月２０日以降に、本契約の内容を変更し、当該施設で使用する電力供給に係る契約を締結することとする。

（総則）

第１条　甲及び乙は、本契約に基づき、仕様書、基本協定書、実施協定書及び募集要項等（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。ただし、本契約、基本協定書、実施協定書、事業計画書、企画提案書等の間で内容に矛盾又は抵触が生じた場合は、本契約、基本協定書、実施協定書、事業計画書、企画提案書等の順に優先される。

２　本契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。

３　仕様書等に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

４　本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

（目的）

第２条　本契約は、対象施設に乙の所有する太陽光発電設備（太陽光パネル、パワーコンディショナ等）、蓄電池設備、その他対象施設へ電力を供給し、また維持・管理するに当たって必要となる機器等（以下「本設備」という。）を設置して甲の需要に応じて電力を供給することを目的とする。甲は乙より供給された電力の対価を乙に支払うものとする。

２　本契約に基づく電力供給は、徳島県県有施設への太陽光発電設備率先導入（PPA）事業補助金（以下「本補助金」という。）の実施に係るものである。

（契約内容）

第３条　本契約内容に関する仕様は、次に掲げるもののほか、別添の仕様書のとおりとする。

（1）　調達物品　　農林水産総合技術支援センター及び鳴門総合運動公園体育館（アミノバリューホール）で使用する再生可能エネルギー電力（PPA 方式）

（2）　需要場所　　仕様書別紙１「需要場所等の一覧」のとおり

（3）　調達期間　　令和９年４月１日から令和２９年３月３１日まで
（地方自治法第２３４条の３に基づく長期継続契約）

２　本契約の契約期間は、本契約締結日から調達期間（延長された場合は延長後の期間とする。）終了日の１年後の日までとする。

（契約金額）

第４条　契約金額は次のとおりとする。

基本料金	使用１月当たり		設定しない
太陽光発電力使用単価	１キロワットアワー当たり	農林水産総合技術支援センター	金●●．●●円 （うち消費税及び地方消費税の額 金●．●●円）
		鳴門総合運動公園体育館（アミノバリューホール）	金●●．●●円 （うち消費税及び地方消費税の額 金●．●●円）

２　前項のうち消費税及び地方消費税の額は、消費税法第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法第７２条の８２及び第７２条の８３の規定に基づき、それぞれの使用単価に１１０分の１０を乗じて得た額である。

３　太陽光発電電力使用単価の消費税及び地方消費税の額は、甲の負担とする。消費税法（昭和６３年法律第１０８号）等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

（契約保証金）
第５条　契約保証金は、免除する。

（非常時の電力供給）
第６条　乙は、災害による停電時に、本電力を、対象施設に設置され本設備に接続された特定のコンセント等に供給（本設備が正常に稼働している場合に限る。）し、甲は、乙所定の条件のもとで乙が定める手順に従って、これを利用することができる。なお、災害による停電時とは、対象施設を供給区域として対象施設に対して配電網を通じて電気を供給する一般送配電事業者又は配電事業者（以下「電力会社」という。）による電気の供給が停止したときをいう。

（権利義務の譲渡等）
第７条　乙は、本契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の３に規定する金融機関に債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
２　前項ただし書により、乙が売掛債権を譲渡した場合、甲の乙に対する弁済の効力は、徳島県会計規則（昭和３９年徳島県規則第２３号）第３６条に基づき、徳島県会計管理者が総括店又は代理総括店に支払通知を行った時点で生じるものとする。

（電力量等の検針）
第８条　計量機器は、計量法上有効なものを使用する。
２　計量する電力量の単位は１キロワットアワーとし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入する。
３　対象施設への供給電力量の計量方法については以下のとおりとする。
　使用電力量は、乙が設置した電力量計により計量した値を次条（電気料金の算定期間）に定める算定期間において合計した値とする。なお、計量器又は遠隔監視装置の故障及び保守等により供給電力量を正しく計量できなかった場合（以下「欠測」という。）、当該欠測期間中の１日あたりの使用電力量は、甲及び乙が協議し、当該欠測期間と同等な天候、同等の使用電力量であったと合意した直近３日間の平均値とする。計量日は各月の１日午前零時とする。
４　計量の実施に際しては、甲乙両者誠意を持って運用に当たるものとし、前３項に疑義が生じた場合は、過去の実績等を参考とし、両者の協議及び合意のもとに前３項の変更が可能なものとする。

（電気料金の算定期間）
第９条　電気料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日までの期間とする。

（電気料金の算定方法）
第10条　電気料金は、使用電力量に応じて計算される従量料金制とし、各月ごとに算定するものとする。なお、一月の額は、使用電力量、第４条第１項に定める太陽光発電電力使用単価を用いて以下の算式により算出する。
・電気料金＝使用電力量×太陽光発電電力使用単価
２　電気料金の算定に係る端数調整は、次の各号のとおりとする。
(1)　使用電力量の単位は１キロワットアワーとし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入する。

(2) 電気料金その他の計算における合計金額の単位は、１円とし、その端数は切り捨てる。
３　不可抗力による損害により電気料金が不相当となった場合には甲乙協議の上、電気料金を見直すものとする。

（電気料金の支払）
第 11 条　乙は、前条の規定により算出された電気料金について甲に請求書を交付し請求する。甲は乙からの請求書を受理し、内容を確認の上異議がないと認めるときは、請求書を受理した日から起算して１か月以内に乙が指定する口座に支払う。なお、支払期日が日曜日又は休日に該当する場合は、支払期日を翌日とし、また翌日が日曜日又は休日に該当する場合は、支払期日をさらにその翌日とする。
２　乙は、料金等に対する支払を、支払義務の発生した順序で充当することができる。
３　甲又は乙は、料金等が、客観的な根拠に基づき、前条（電気料金の算定方法）に従った正しい計量がされていない場合又は同条（電気料金の算定方法）に従った正しい算定がされていないことを認識した場合で、相手方に書面により通知し、甲及び乙が合意したときは、当該料金等の精算をすることができる。この際、通知を受けた当事者は、正当な理由なく当該精算を拒絶しない。なお、当該精算は、当該料金等の支払義務発生日から１２か月以内に甲又は乙が相手方に書面により通知した場合に限り実施可能とし、当該精算金には利息を付さない。
４　第１項の規定にかかわらず、別紙１に定める対象施設のうち、甲が指定管理者制度を導入している施設（以下「指定管理施設」という。）に係る電気料金については、甲に代わり当該指定管理施設の指定管理者が乙に支払うものとする。この場合、乙は当該指定管理者宛てに請求書を交付し、指定管理者は乙が指定する口座に直接支払うものとする。ただし、指定管理者が当該電気料金の支払を遅延し、又は怠った場合は、甲が乙に対し、本契約に基づく当該支払義務（遅延損害金を含む。）を負うものとする。

（費用負担区分）
第 12 条　対象施設その他甲が所有する物につき、その固定資産税は甲が負担し、本設備の固定資産税は、乙の負担とする。
２　税の新設又は税率の変更がなされた場合、当該税が、電力供給を受けるもの又は電力を使用するものが負担すべき税である場合には甲の負担とし、地域社会の中で収益を目的に事業を行うものが負担すべき税である場合には乙の負担とする。これらに該当しない場合、甲乙協議の上、負担割合を決定する。
３　乙が設置する本設備のうち、電源を必要とする本設備自体が消費する電力に係る費用は、原則甲の負担とする。

（損害保険）
第 13 条　乙は、基本協定書第９条の規定に基づき、本設備を撤去するまでの間、本設備に損害保険を付保する。
２　本設備について事故が発生した場合、甲は乙が保険金の支払を受けるために必要な手続きに協力する。

（電力供給の制限、中止又は停止）
第 14 条　乙は、次の各号のいずれかにあたる場合、電力供給を制限、中止又は停止することができる。この場合、甲は乙及び本契約に関して乙が受託をさせた者は、設置スペースへの立入りを認めるものとする。
(1) 本設備に故障又はそのおそれが生じた場合
(2) 本設備の点検・保守等のため必要な場合
(3) 商用系統からの電力等、電力供給に必要なユーティリティーの供給が途絶えた場合（瞬時電圧低下を含む。）
(4) 甲の所有する設備の不具合等に起因して、電力供給に必要なユーティリティーを供給することが不可能又は著しく困難になった場合
(5) 乙が法令上・保安上の必要があると判断した場合
(6) 電気料金、その他の金銭債務が支払期限を経過しても支払われない場合

２　前項の事由により、電力供給を制限、中止又は停止したときは、乙は損害賠償の責任を負わない。
３　暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、落盤、火災その他の自然的若しくは人為的な事象であって、乙の責めに帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、契約の履行のために必要な施設等に損害を生じ、若しくは需要場所の状態が変動したため、乙が契約を履行できないと認められるときは、甲は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに乙に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。
４　甲は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。
５　甲は、前２項の規定により契約の履行を一時中止させた場合において発生する損害の補償については、リスク分担表に基づき両者協議の上決定する。
６　本設備は太陽光発電設備であり、気象条件及び日射条件並びに本設備の経年変化により本電力供給の供給量は変動し、又は本電力供給が行われないことがあるが、乙は、これによって甲が受けた損害について賠償の責めを負わない。

（電力供給停止等の解除）
第15条　前条（電力供給の制限、中止又は停止）第１項又は第３項に基づき本電力供給を停止等した場合で、その理由となった事象が解消したときには、次の各号に定める場合を除き、乙は、乙が事前に甲に通知した日時に本電力供給の停止等を解除（以下「本電力供給再開」という。）する。ただし、同条第１項又は第３項に基づき本電力供給を停止等した後に本電力供給再開を行う場合で、当該停止等の原因が甲の責めに帰すべき事由であり、かつ、乙が特別な対応を行う必要があるときは、乙は、甲に対して、特別な対応に要した費用について請求することができる。
(1) 不可抗力を原因として本電力供給再開が困難な場合
(2) 本電力供給再開をしないことがやむを得ない場合
(3) その他本電力供給再開をしないことが合理的であると乙が判断する事情がある場合
２　前項に定める本電力供給再開を行う場合、甲は、電気機器等の故障又は火災等の本電力供給の正常な提供を妨げる事象の発生を防ぐために必要な措置を講じる。

（非化石価値の取扱い）
第16条　本契約に基づき供給する電力の非化石価値は、甲が所有する。

（臨機の措置）
第17条　乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ、甲の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
２　乙は、前項の場合においては、その執った措置の内容について甲に直ちに通知しなければならない。
３　甲は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。
４　乙が第１項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合は、当該措置に要した費用のうち、乙が負担することが適当でないと認められる部分については、甲がこれを負担する。

（甲の任意解除権）
第18条　甲は、本契約の全部又は一部を解除しようとする場合は、解除希望日の２か月前までに書面により乙に通知することにより、解除希望日をもって本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、解除希望日の記載のない場合又は解除希望通知到達日から解除希望日までの期間が２か月未満の場合、乙は、解除希望通知が到達した日より２か月後を甲の解除希望日とみなすことができるものとする。
２　甲は、前項の規定により本契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（甲の催告による解除権）

第19条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
(1) 正当な理由なく、契約の履行をすべき期日を過ぎても電力の供給をしないとき。
(2) 契約の履行の全部を完了する見込みがないと認められるとき。
(3) 前２号に掲げる場合のほか、本契約又は実施協定書に違反したとき。

（甲の催告によらない解除権）
第20条　乙が、次の各号のいずれかに該当するときは、甲は直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
(1) 第７条の規定に違反し、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したとき。
(2) 電力を供給することができないことが明らかであるとき。
(3) 電力の供給を拒絶する意思を明確に表示したとき。
(4) 乙の債務の一部が履行不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
(5) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
(6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の規定による催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
(7) 契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可又は認可等を失ったとき。
(8) 第三者より破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立てを受け、又は自らこれらの手続開始の申立てをしたとき。
(9) 本契約又は実施協定書に違反し、その違反が重大で相手方の求めにもかかわらず是正されないとき。
(10) 第２８条第２項に該当したとき。
(11) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

２　甲は、第１項の規定（ただし、乙の責めに帰すべき事由によるものに限る。）による契約の解除により損害を受けたときは、乙に賠償を請求することができる。
３　甲は、本契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額に減額又は削除があった場合は、第１８条第１項に基づき、本契約を解除できるものとする。ただし、当該解除により、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
４　乙は、第１項の規定（ただし、乙の責めに帰すべき事由によるものに限る。）により契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、甲に請求できないものとする。
５　本契約解除後（ただし、乙の責めに帰すべき事由による解除の場合に限る。）、補助金交付団体等から乙に対し、補助金の返還、財産処分による収入の全部又は一部の納付を求められた場合、乙はこれを負担する。

（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）
第21条　第１９条又は前条（ただし、第１項第１号、第８号、第１０号又は第１１号を除く。）に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、本契約の全部又は一部を解除することができない。

（乙の催告による解除権）
第22条　乙は、甲が本契約又は実施協定書に違反したときは、相当の期間を定めてその履行

の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（乙の催告によらない解除権）

第 23 条　甲が本契約又は実施協定書に違反し、その違反によって本契約の履行が不可能になった場合、乙は直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

２　前項に基づき本契約が解除された後、補助金交付団体等から乙に対し、補助金の返還、財産処分による収入の全部又は一部の納付を求められた場合、甲はこれを負担する。

（乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 24 条　第２２条又は前条に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、本契約の全部又は一部を解除することができない。

（解約金）

第 25 条　第１８条（甲の任意解除権）第１項及び第２０条（甲の催告によらない解除権）第３項により甲が本契約の全部又は一部を解除する場合（疑義を避けるために付言すると、別紙１に定める対象施設の一部を廃止する場合を含む。）、第２２条（乙の催告による解除権）及び第２３条（乙の催告によらない解除権）第１項に基づき乙が本契約の全部又は一部を解除した場合、第３４条（反社会的勢力の排除）第２項に基づき乙が本契約の全部又は一部を解除した場合、その他甲の責めに帰すべき事由により乙が本契約の全部又は一部を解除した場合は、別途本契約で定める場合を除き、甲は、乙が定める支払期日までに別紙４（解約金）により算定される解約金を乙に対して支払うものとする。なお、本項に基づき甲が乙に対し解約金を支払った場合であっても解約金の額を超える損害が乙に発生したときは、乙は甲に対して第２９条（乙の損害賠償請求等）に基づきその超過額を請求できるものとする（ただし、別紙４の計算式に基づき解約金から控除された、乙が支出を免れる経費相当額については、当該損害として請求することはできないものとする）。

２　前項に定める解約金の支払には、第３１条（遅延損害金）の規定を適用するものとする。

３　甲は、第１項の契約解除により生じた損害の賠償を、乙に請求できないものとする。

（調達期間満了時における本設備の取扱い）

第 26 条　調達期間満了により本契約が終了する場合、実施協定書第９条（契約期間中の修繕・補修等）第１項に基づき本契約を延長するか、又は、乙は契約期間満了までに乙の費用で本設備を撤去した上で、設置スペースを甲に対して返還する。

２　乙は、前項について、対象施設を原状に復旧するものとする。

３　第１８条（甲の任意解除権）第１項により甲が本契約の全部又は一部を解除する場合又は第２０条（甲の催告によらない解除権）第３項（疑義を避けるために付言すると、別紙１に定める対象施設の一部を廃止する場合を含む。）、第２２条（乙の催告による解除権）及び第２３条（乙の催告によらない解除権）第１項に基づき乙が本契約の全部又は一部を解除した場合、第３４条（反社会的勢力の排除）第２項に基づき乙が本契約の全部又は一部を解除した場合、その他甲の責めに帰すべき事由により乙が本契約の全部又は一部を解除した場合は、終了時点で乙から甲に本設備の所有権が移転する。なお、当該終了時点で本設備の工事が完了していない場合は、当該終了時点の状態で本設備の所有権が乙から甲へ移転する。

４　第１９条（甲の催告による解除権）又は第２０条（甲の催告によらない解除権）第１項に基づき甲からの解除により本契約が終了した場合（ただし、不可抗力等、乙の責めに帰さない事由による解除の場合を除く。）は、乙は本契約終了後速やかに乙の費用で本設備の撤去を行い、甲は、撤去に合理的に必要な範囲で、乙又は乙の指定する第三者による対象施設への立入り及び設置スペース付随施設等の使用を許可する。

５　第３項に基づき乙から甲に本設備の所有権が移転する場合、乙は本設備を現状有姿で引き渡し、引渡し後の撤去義務及び本設備の故障、不具合等に関する一切の責任を負わない。

（解除に伴う措置）

第 27 条　甲は、第１８条、第１９条、第２０条、第２２条、第２３条の規定により本契約の

全部又は一部が解除された場合においては、供給済の電力量等に相応する電気料金を乙に支払わなければならない。

（甲の損害賠償請求）

第28条　乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えた場合は、乙が補償責任を負う。ただし、当該損害は直接損害に限り、特別事情により生じた損害、逸失利益、派生損害、間接損害、付随的損害及び代替サービスを取得するために要した費用については、乙は責任を負わない。なお、乙が契約期間中に本条に基づき甲に対して負担する損害賠償の合計額は、別紙４（損害賠償金）に定める金額を上限とする。なお、不可抗力により発生した損害及び責任分担が決定されていない事由により発生した損害については、別途協議を行う。

２　乙は、本契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、該当した時点における契約代金額の１０分の２に相当する額を損害賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 乙又は乙を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第２条第２項の事業者団体（以下「乙等」という。）が、本契約について独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反したとして、乙等に対する独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消されたときを含む。）。

(2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により、乙等が、本契約について独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされたとき。

(3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、乙等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（本契約が示された場合を除く。）において、当該期間に本契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、本契約が当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

（乙の損害賠償請求等）

第29条　甲の責めに帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、甲が補償責任を負う。ただし、当該損害は直接損害及び逸失利益に限り、特別事情により生じた損害、派生損害、間接損害、付随的損害及び代替サービスを取得するために要した費用については、本契約において別途規定される場合を除き甲は責任を負わない。なお、甲が本契約の期間中に本項に基づき乙に対して負担する損害賠償の合計額は、別紙４（損害賠償金）に定める金額を上限とし、乙の付保する保険で補償されるものは、当該損害賠償額から控除される。

（第三者に及ぼした損害）

第30条　乙は本事業により、第三者に損害を与えないように最大限努める。乙は損害が発生した場合に備え、損害保険に加入する。本契約の履行について第三者に損害を与えた場合、甲に帰責事由がある場合を除き、損害を受けた第三者との補償協議は乙が行うものとし、必要に応じ、甲も協力するものとする。なお、責任分担が決定されていない事由により発生した損害については、別途協議を行う。

（遅延損害金）

第31条　甲は、甲の責めに帰すべき理由により電気料金、その他の本契約に基づく乙に対する債務の支払を遅延したときは、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１

項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が１００円未満であるときは全額を、１００円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

（秘密保持）

第32条　甲及び乙は、本契約の履行に伴って知り得た相手方の資産状態、設備、電力供給に関する情報又は相手方の営業情報並びに本契約の内容及び本契約締結の事実（以下、併せて「秘密情報」という）を、第三者に開示又は漏洩してはならない。

２　甲及び乙は、前項の秘密情報を本契約の目的以外のために使用してはならない。

３　前２項の規定は、あらかじめ書面による相手方の承諾を得た場合又は次の各号のいずれかにあたる場合は適用されない。

(1) 知得する以前に、既に公知となっているもの

(2) 知得する以前に自ら開発し、又は正当な権利を有する第三者から入手したもの

(3) 知得した後に甲又は乙の行為によらないで公知となったもの

(4) 知得する以前に、既に保有していたもの

(5) 裁判所又は監督官公庁等から法令に基づき開示を求められたもの

(6) 債権譲渡の際及び乙又は債権譲受人が外部から資金調達・リスクヘッジを検討する際に開示を求められたもので、機密保持に関する契約を締結した上で開示するもの

(7) 本契約に基づく電力供給のため、法令上守秘義務を負う弁護士その他の専門家に対して開示するもの

(8) 本契約に基づく電力供給のため、乙が事前に協議を要する乙の関係会社並びに設備の設置業者等に対して開示するもの。ただし、この場合、乙は情報開示先に対し、本条にて自己に課される義務と同等以上の義務を課す。

４　本契約に基づく電力供給を第三者に委託する場合、乙は、秘密情報を、委託業務の実施に必要最小限な範囲で、委託先に開示することができる。この場合、乙は委託先に対し、本条にて自己に課される義務と同等以上の義務を課す。

５　甲及び乙は、本契約期間内に相手方から求められたとき、又は本契約終了時に、秘密情報を相手方に返還するか又は処分するものとする。ただし、法令又は内部規定等により、保存が義務づけられるものについては、引き続き機密保持義務を負う条件の下で、秘密情報を保存することができる。

６　契約期間にかかわらず、本条の規定については、本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（管轄裁判所）

第33条　本契約に係る訴訟の提起又は調停の申立については、専属管轄を除くほか、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

（反社会的勢力の排除）

第34条　甲又は乙は、相手方に対し、現在及び将来において、次の各号のいずれにもあたらないことを表明し保証する。

(1) 暴力団、暴力団関係者、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する者（以下併せて「反社会的勢力」という）

(2) 甲又は乙の役員、主要な株主その他実質的に甲又は乙の全部又は一部を支配する者が反社会的勢力であること。

(3) 反社会的勢力と社会的に非難されるような関係を有していること。

(4) 自ら、又は第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐術・脅迫的行為、業務妨害行為その他の違法行為を行うこと。

２　甲又は乙が前項の表明保証に反した場合、相手方は催告することなく直ちに甲乙間の契約の全てについて期限の利益を失わせ、又は解除できる。

３　甲及び乙は、第１項の表明保証に関し、相手方からの調査に協力し、相手方から求められた事項については、客観的・合理的な範囲のものである限り、これに応じ報告する。

４　乙は、契約の履行に当たって、反社会的勢力からの不当介入を受けた場合は、遅滞なく

甲に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。
５　乙は、契約の履行に当たって、反社会的勢力からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに甲に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

（協議解決）
第35条　甲及び乙は、本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について疑義が生じた場合、誠意をもって協議のうえ解決する。

（補則）
第36条　本契約等に定めのない事項については、徳島県契約事務規則（昭和３９年徳島県規則第３９号）及び電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）の定めるところによるほか、必要に応じて甲と乙とが協議して定める。

本契約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和●年●月●日

甲　徳島県
徳島県知事　後藤田　正純

乙　（住所）
●●●株式会社

代表者・職氏名

仕様書

1　概要

(1)　調達物品　　農林水産総合技術支援センター及び鳴門総合運動公園体育館（アミノバリューホール）で使用する再生可能エネルギー電力（PPA 方式）

(2)　需要場所　　別紙１「需要場所等の一覧」のとおり

(3)　調達期間　　令和９年４月１日から令和２９年３月３１日まで

2　定義

本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　基本協定書

令和８年度県有施設への太陽光発電設備率先導入(PPA)事業に係る協定書(令和●年●月●日締結）をいう。

(2)　リスク分担表

基本協定書の別紙（予想されるリスクと責任分担）をいう。

(3)　実施協定書

甲と乙が、対象施設で使用する再生可能エネルギー電力の供給に必要な設備の設置、運用等の細目的事項等について定める実施協定書をいう。

(4)　募集要項等

本事業プロポーザル方式による公募（以下「公募」という。）に関し、甲が令和８年○月○○日付けで公表した募集要項、仕様書及び参加申込をした者に対し提供した参考資料並びに質問に対する回答書（令和●年●月●日更新）をいい、公募に対し、乙が提出した企画提案書一式（令和●年●月●日に実施したプレゼンテーションでの企画提案書一式についての説明及び質疑応答の内容を含む。）を含む。

3　仕様

(1)　施設の供給電気方式

対象施設に対し、乙が施設内に設置した太陽光発電設備から供給すること。

(2)　予定使用電力量

別紙２「予定使用電力量」のとおり

(3)　保安上の責任分界点等

ア　需給地点

別紙１「需要場所等の一覧」のとおり

イ　電気工作物の財産分界点及び保安上の責任分界点

実施協定書に定める。

ウ　供給電力量の計量点

別紙３「施設への供給電力量の計量方法」のとおり

4　業務遂行に当たって

(1)　乙は、本契約の業務を遂行するに当たり、甲、対象施設利用者、地域住民その他関係者を害することのないよう、PPA 事業者として必要となる注意義務を果たすものとする。また、防災、環境保全、景観保全を考慮する等、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領」（令和４年３月３０日環政計発第２２０３３０３号制定。）別紙２（２）ア(ア)交付要件(リース事業その他 PPA 事業以外の事業のみに該当するものを除く。)を遵守するものとする。

(2)　乙は、本契約の業務を遂行するに当たり生じた周辺施設及び住民等からの要望及び苦情については、甲に帰責事由がある場合を除き、乙の責任において誠意をもって対応するものとする。また対応に当たって甲は、乙に協力するものとする。

5　その他

(1)　再生可能エネルギー電力の供給に必要な設備の設置、運用等の細目的事項について、別途実施協定書を締結できるものとする。

(2) 電気料金の請求は、その税込金額を対象施設ごとに算出し、それぞれの合計額を請求額として対象施設ごとに請求を行う。なお請求の際には、請求書のほかに、対象施設ごとの計算根拠や、徳島県補助金交付規則（昭和５８年徳島県規則第５３号）及び徳島県県有施設への太陽光発電設備率先導入(PPA)事業補助金交付要綱に基づき乙に交付された補助金額相当分を電気料金から控除したことが分かる資料をひとつの電子データにして乙から甲に送付する。

(3) 契約期間中に統廃合や増改築等により電力需要が大幅に変更になる対象施設が発生した場合には、甲乙誠意をもって協議の上、契約期間及び太陽光発電電力使用単価の変更を求めることができる。契約期間及び太陽光発電電力使用単価の変更については、甲と乙とが協議して定める。

別紙１　需要場所等の一覧

	需給場所	所在地
１	農林水産総合技術支援センター	名西郡石井町石井字石井 1660
３	鳴門総合運動公園体育館（アミノバリューホール）	鳴門市撫養町立岩字四枚 61

別紙２　予定使用電力量　(kWh)

需給地点	令和９年４月	令和９年５月	令和９年６月	令和９年７月	令和９年８月	令和９年９月	令和９年10月	令和９年11月	令和９年12月	令和10年１月	令和10年２月	令和10年３月	合計
農林水産総合技術支援センター													
鳴門総合運動公園体育館(アミノバリューホール)													
合計													

別紙３　施設への供給電力量の計量方法

※施設ごとに記載

別紙４

（解約金）
解約金について以下のとおり定める額に消費税等相当額を加算した額とする。

（１）乙は、以下の計算式により解約金を算定し、解約月末に甲に請求する。
なお、本契約の一部を解約又は甲施設の一部を廃止する場合は、第４条の太陽光発電電力使用単価は該当する対象施設のものを適用し算定するものとする。

解約金＝｛○ｋＷｈ／月（対象施設における契約終了直前１年間の発電量÷１２）×
契約終了時の第４条の太陽光発電電力使用単価×２４０か月から本電力の供給を行った月数を差し引いた残月数｝
－（本契約の終了により乙が支出を免れる将来の維持管理費、保険料、修繕費、撤去費その他の経費の残月数相当額）

（２）月の途中で解約となった場合は、解約があった月を残月数に含めるものとし、その場合の解約金は、前項の定めにかかわらず以下の計算式により算定するものとする。

解約金＝｛○ｋＷｈ／月（対象施設における契約終了直前１年間の発電量÷１２）×
○円／ｋＷｈ（契約終了時の第４条の太陽光発電電力使用単価）×
○月（２４０か月から本電力の供給を行った月数を差し引いた残月数）－（解約があった月の本料金の額）｝
－（本契約の終了により乙が支出を免れる将来の維持管理費、保険料、修繕費、撤去費その他の経費の残月数相当額）

（３）前２項の計算式における「本契約の終了により乙が支出を免れる将来の維持管理費、保険料、修繕費、撤去費その他の経費の残月数相当額」は、原則として、事業計画書等に記載された各経費の内訳（将来予定されていた未実施の機器交換費用及び撤去・廃棄費用等を含む。）を根拠として、甲乙協議の上で定めるものとする。

（損害賠償金）
損害賠償金については以下のとおり定める額を上限額とする。

２０年における限度額＝＜○ｋＷｈ／月（別紙２に示す予定使用電力量の施設毎の月平均値）×
○円／ｋＷｈ（第４条で定める施設毎の太陽光使用電力単価）×２４０か月＞の対象施設分合計値